

指令環政第597号

川口市

令和3年1月25日付けで申請のあった川口市戸塚環境センター施設整備事業に係る環境影響評価準備書の記載事項の変更に係る手続等の免除承認については、埼玉県環境影響評価条例（平成6年条例第61号）第21条第1項のただし書きの規定により、準備書記載事項変更に係る手続等の全部を行わないことを承認します。

令和3年2月10日

埼玉県知事 大野 元 裕

